		Ⅰ　令和4年度就学援助制度の実施について																															
		1．就学援助制度の周知方法																															
		（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）											（3）　就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるものの1つに○）						（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるものの全てに○）								（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるものの全てに○）					
都道府県	市町村名	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他（内容を（2）に記入してください）	（2）（1）のコの内容	ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受付け	イ．随時申請を受付けており、年度当初から援助	ウ．随時を受付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他（内容を（4）に記入してください。）	（4）（3）のオの内容・補足事項	ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他（内容を（6）に記入してください。）	（6）（5）のキの内容	ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他
20	20	14	9	5	14	7	3	19	0	0	5	5	0	1	17	0	2	2	4	1	15	0	0	0	1	1	4	0	5	8	0	4
鳥取県	鳥取市	○			○			○							○				○											○		
鳥取県	米子市	○		○				○							○						○								○			
鳥取県	倉吉市	○	○		○	○		○							○				○													
鳥取県	境港市	○	○	○	○		○	○							○						○						○		○			
鳥取県	岩美町		○					○			○	小・中学校保護者に制度周知案内を配布する時期に合わせ、入学予定の保育所園児の保護者へも案内配布。					○	翌年度分について、申請締切を設定し、翌年度当初から援助。以後、随時申請により、認定日以降から援助。			○											○
鳥取県	若桜町	○			○		○	○							○						○				○	わかさこども園在園中の就学前児童については、こども園経由で申請書の配布・提出をしてもらっている。						
鳥取県	智頭町				○			○							○						○											
鳥取県	八頭町	○						○			○	新入学予定者に対し、就学時健診通知に案内文書を同封し、申請希望者は健診時に提出。在校生は同時期に案内文書を配布する。			○				○												○		
鳥取県	三朝町	○			○	○		○							○						○						○			○		
鳥取県	湯梨浜町	○	○		○	○		○							○					○												○
鳥取県	琴浦町	○	○		○			○			○	こども園等を通して、来年度小学校入学者の保護者に就学援助制度の書類を配布			○						○						○			○		
鳥取県	北栄町	○	○	○	○			○							○						○									○		
鳥取県	日吉津村	○			○	○		○			○	就学時検診、入学説明会にて、事務局職員が書類を配布し説明。 家庭の状況等に変化があった場合に、教育委員会事務局から紹介。					○	要保護は、生活保護実直児童が対象であり、福祉事務所に照会。準要保護は随時受付、認定されれば、申請月の1日から援助。ただし、新1年生の新入学児童学用品費は、入学年度の4月末までが申請締切。			○								○	○		
鳥取県	大山町				○			○							○						○								○	○		
鳥取県	南部町	○	○		○	○		○			○	児童扶養手当受給者への書類送付時に就学援助制度の案内文書を送付してもらっている。 （他課との連携）			○						○												○
鳥取県	伯耆町		○		○			○							○						○											
鳥取県	日南町				○	○		○							○				○								○					
鳥取県	日野町		○	○		○									○						○											○
鳥取県	江府町	○					○	○						○							○									○		
鳥取県	米子市日吉津村中学校組合	○		○				○							○						○								○			

都道府県	市町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護） 令和4年7月時点の貴市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																						
		<小学校> （1） 実施・検討状況について						<小学校> （2）（1）のカの内容	<小学校> （3）（1）でア と回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<小学校> （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）									<小学校> （5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○）											<小学校> （6）（5）のコの内容	<小学校> （7） （4）でア、イ、ウ、エの場合の ①周知時期、 ②申請期日、 ③（7）の場合）支給時期	<小学校> （8）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てに○）						<小学校> （9）（8）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他（内容を（2）に記入してください。）		ア．令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ．令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ．その他（内容を（7）に記入してください。）			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給額は変わるに転居へした場合の対応など、事務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他（内容を（9）に記入してください。）	
20	20	17	0	2	0	1	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	13	0	9	6	3	11	7	4	4	0	0	2	2	0	0	0	1	0	1	1
鳥取県	鳥取市	○							○											○		○			○			○											
鳥取県	米子市	○							○										○			○		○															
鳥取県	倉吉市	○							○										○			○	○		○	○		○											
鳥取県	境港市	○							○											○				○															
鳥取県	岩美町	○							○											○							○												
鳥取県	若桜町	○							○										○								○												
鳥取県	智頭町	○							○											○					○		○												
鳥取県	八頭町	○							○										○			○										○	新入学予定者に対し、就学時健診通知に案内文書を同封し、申請希望者は健診時に提出。							
鳥取県	三朝町	○							○											○		○			○	○													
鳥取県	湯梨浜町	○							○											○		○	○		○	○		○											
鳥取県	琴浦町	○							○											○		○	○		○		○												
鳥取県	北栄町	○							○											○		○	○	○	○			○											
鳥取県	日吉津村	○							○											○					○	○						○	就学時検診、入学説明会にて、事務局職員が書類を配布し説明。							
鳥取県	大山町	○							○											○					○														
鳥取県	南部町	○							○											○		○	○		○	○													
鳥取県	伯耆町	○							○											○			○		○	○													
鳥取県	日南町	○							○											○						○													
鳥取県	日野町			○																															○			
鳥取県	江府町			○																																	○	必要性がないため
鳥取県	米子市日吉津村中学校組合					○																																

都道府県	市町村名																											3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について（準要保護）							
																												（1） 当てはまるもの１つにＯをしてください。							（2） （1）のキの内容
		＜中学校＞ （1） 実施・検討状況について						＜中学校＞ （2）（1）のカの内容	＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）								＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるもの全てにＯ）							＜中学校＞ （6） （5）のエ及びオの内容	ア．従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ．就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他（内容を（2）に記入してください。）	
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他（内容を（2）に記入してください。）		ア．令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ．令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務事務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他（内容を（6）に記入してください。）									
20	20	17	0	2	0	0	1	1	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	12	0	0	0	1	0	1	1	8	2	5	1	0	0	4	4
鳥取県	鳥取市	○							○											○								○							
鳥取県	米子市	○							○										○															○	現在のところ検討していない。
鳥取県	倉吉市	○							○										○									○							
鳥取県	境港市	○							○											○									○						
鳥取県	岩美町	○							○											○										○					
鳥取県	若桜町	○							○										○										○						
鳥取県	智頭町	○							○											○										○					
鳥取県	八頭町	○							○										○															○	現在検討していない。
鳥取県	三朝町	○							○											○								○							
鳥取県	湯梨浜町	○							○											○										○					
鳥取県	琴浦町	○							○											○								○							
鳥取県	北栄町	○							○											○										○					
鳥取県	日吉津村						○	管下に中学校がない。																										○	所得が減った場合に相談いただくよう案内しているが、該当者がいない。 その他、日常的に担任、SSWが家庭状況を把握している。保護者懇談で家庭状況の相談ができる関係を築いている。
鳥取県	大山町	○							○											○											○				
鳥取県	南部町	○							○											○								○							
鳥取県	伯耆町	○							○											○								○							
鳥取県	日南町	○							○											○								○							
鳥取県	日野町			○																				○				○							
鳥取県	江府町			○																						○	必要性がないため			○					
鳥取県	米子市日吉津村中学校組合	○							○										○															○	現在のところ検討していない。

		4. 就学援助制度の模擬規定・認定基準について																							5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		(3) 令和4年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			(4) (3)でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）		(5) (3)でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）		(6) (3)でテと回答した場合、その他の基準の内容	(7) 補足事項	4. (3)でソ、タ|○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和4年4月以降の対応										
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ. 市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および自安額を（5）に記入してください。）	テ. その他（内容を（6）に記入してください。）	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			(1) 令和4年4月以降、準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。 ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）	イ. 反映させない（従前の認定基準を継続）	(2) (1)にて「ア. 反映させる（新たな認定基準に更新）」と回答した場合、令和4年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば受保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。 ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者が、いない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等）	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他（(3)に内容を記載してください。）	(3) (2)でエとした場合のその内容	(4) (1)でイ. 反映させないとした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。 年	月	
20	20	15	15	14	15	14	15	9	7	12	13	9	7	10	13	6	4	5	0	5	15	0	5	1	5	5	1	3	1	0	0	5	5	
鳥取県	鳥取市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3					○						平成25	8	15%未満
鳥取県	米子市															○					1.3					○						平成24	12	25%未満
鳥取県	倉吉市	○	○	○	○	○	○		○	○	○				○			○		○	1.3		当該年度において、会社の倒産、事業の閉鎖又は家庭事情の変動により、所得が著しく減ったとき 又は家庭内の病気等により家庭支出が著しく増えた時等で教育委員会が給付する必要があると認めた者。											15%未満
鳥取県	境港市	○																○		○	1.3		教育長が特に就学援助の必要があると認める者											20%未満
鳥取県	岩美町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1.3					○						平成28	4	10%未満
鳥取県	若桜町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○					1.3				○			○						5%未満
鳥取県	智頭町	○	○	○	○	○	○			○	○						○			○	1.5		その他特別な事情があり困っている方であると民生委員が認め、意見書を提出いただいた場合		○				○					20%未満
鳥取県	八頭町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1.3				○			○						15%未満
鳥取県	三朝町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			20%未満
鳥取県	湯梨浜町		○		○		○													○			・失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者覧しくは求職活動支援機関等の登録者であり、前年の合計所得金額が163万円を超えない者 ・その他教育委員会が特に必要と認める者	イについては、地方税法第295条第1項に基づく市町村民税が非課税 エについては、国民年金保険料の全額免除											10%未満
鳥取県	琴浦町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			その他当該年度において、会社の倒産、事業の閉鎖若しくは家庭事情の変動により、所得が著しく減ったとき又は 家庭内の病気等により家庭支出が著しく増えたとき等で教育委員会が支給する必要があると認めた者											15%未満
鳥取県	北栄町	○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○																			15%未満
鳥取県	日吉津村																○				1.3					○						平成30	10	15%未満
鳥取県	大山町																	○			1.3													10%未満
鳥取県	南部町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			○			1.3													15%未満
鳥取県	伯耆町	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○					1.5				○		○							15%未満
鳥取県	日南町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○	○					1.5				○			○						5%未満
鳥取県	日野町	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○																			15%未満
鳥取県	江府町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.5													15%未満
鳥取県	米子市日吉津村中学校組合															○					1.3					○						平成24	12	30%未満

| 都道府県 | 市町村名 | 7. 令和4年度準要保護就学援助額 | | |

| | | |